

不正競争防止法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

(新旧対照条文一覧)

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(第一条関係)

特許法(昭和三十四年法律第二百一十号)(第二条関係)

実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(第三条関係)

意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)(第四条関係)

商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)(第五条関係)

著作権法(昭和三十四年法律第四十八号)(第六条関係)

弁理士法(平成十二年法律第四十九号)(第七条関係)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の読替規定(附則第四条関係)

平成五年旧実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(附則第六条関係)

不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十六号)(附則第七条関係)

裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)(附則第八条関係)

民事訴訟費用等に関する法律(昭和三十六年法律第四十号)(附則第九条関係)

商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)(附則第十条関係)

商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)(附則第十一条関係)

民事訴訟法(平成八年法律第九号)(附則第十二条関係)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)(附則第十三条関係)

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律

(平成十七年法律第 号)(附則第十四条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為</p> <p>四〇十五 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。</p> <p>五 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。</p> <p>六〇十〇 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品）同種の商品がない場合にあつては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。</p> <p>。を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為</p> <p>四〇十五 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに</p>

任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

第六条 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

(秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書

任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

第五条の二 (略)

第六条 (略)

第六条の二 (略)

第六条の三 (略)

(秘密保持命令)

第六条の四 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第六条第三項の規定により開示された書類又は第六条の七第四項の規定により開示された書

を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

2～5 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条(第一項第十一号に係る部分を除く。)及び第二十二條の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一～四 (略)

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲

面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

2～5 (略)

第六条の五 (略)

第六条の六 (略)

第六条の七 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 (略)

第十一条 (略)

(適用除外等)

第十二条 第三条から第八条まで、第十四条(第一項第七号に係る部分を除く。)及び第十五條の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一～四 (略)

げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

六・七 (略)

2 (略)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者

三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第一号に掲げる者を除く。）

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

六・七 (略)

2 (略)

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（前号に掲げる者を除く。）

四六 (略)

七 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業員であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

八 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業員であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第六号に掲げる者を除く。）

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

十 (略)

十一 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

2 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項第四号から第十号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

三五 (略)

六 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六の二 (略)

七 第九条、第十条又は第十一条第一項の規定に違反した者

2 前項第三号から第六号の二までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない

5 第一項第十号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

6 第一項第十一号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号 三億円以下  
の罰金刑

二 前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号 一億五千万円以下の罰金刑

三 前条第二項 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

#### 附則

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 (略)

3 第一項第七号（第十一条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

4 第一項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項第一号、第二号又は第七号 三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第六号の二 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

#### 附則

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 (略)

二 (略)

第四条 新法第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一・二 (略)

第五条 新法第七条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号又は第十三号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第十六条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十七条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

二 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの  
三 (略)

第四条 新法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一・二 (略)

第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号、第三号又は第十三号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。



第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十七条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又八名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又八類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第二十一条（第一項第十一号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三條第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又八名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又八類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十四條（第一項第七号に係る部分を除く。）及び第十五條の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三條第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

改正案	現行
<p>（秘密保持命令）</p> <p>第百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第百二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>（秘密保持命令）</p> <p>第百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第百二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第二百一条 (略)</p> <p>一 第九十六条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 第九十七条又は第九十八条 一億円以下の罰金刑</p>	<p>2 (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第二百一条 (略)</p> <p>一 第九十六条 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 第九十七条、第九十八条又は前条第一項 一億円以下 の罰金刑</p>
--	--

改正案	現行
<p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第六十条の二 第三十条において準用する特許法第一百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>（両罰規定）</p> <p>第六十一条 （略）</p> <p>一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十六条 一億円以下の罰金刑</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第六十条の二 第三十条において準用する特許法第一百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（両罰規定）</p> <p>第六十一条 （略）</p> <p>一 第五十六条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（証明等の請求）</p> <p>第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの</p> <p>五・六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第五十五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、<u>五年</u>以下の懲役若しくは<u>五百万円</u>以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>（証明等の請求）</p> <p>第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの</p> <p>五・六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第五十五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、<u>三年</u>以下の懲役又は<u>三百万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>二 第六十九条 一億円以下の罰金刑</p> <p>一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 第六十九条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p>
--	---

(両罰規定)

第七十四条 (略)

(両罰規定)

第七十四条 (略)

改正案

現行

<p>（証明等の請求）</p> <p>第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第五十五条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは</p>	<p>（証明等の請求）</p> <p>第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第五十五条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百</p>
--	--

<p>2 五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第八十二条 (略)</p> <p>一 第七十八条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 第七十九条又は第八十条 一億円以下の罰金刑</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第八十二条 (略)</p> <p>一 第七十八条 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 第七十九条、第八十条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>2 (略)</p>
--	---



改正案	現行
<p>（秘密保持命令）</p> <p>第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第二号及び第四号、</p>	<p>（秘密保持命令）</p> <p>第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第二号及び第四号、</p>

第二百一十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 (略)

第二百二十四条 (略)

一 第一百十九条第一号(著作者人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。)又は第二百二十二条の二第二項 一億五千万円以下の罰金刑

二 (略)

2・3 (略)

第二百一十一条の二並びに前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 (略)

第二百二十四条 (略)

一 第一百十九条第一号(著作者人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。) 一億五千万円以下の罰金刑

二 第二百二十二条の二 一億円以下の罰金刑

三 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（業務）            第四条（略）</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことができる</p> <p>一（略）</p> <p>二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができる」と認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理</p> <p>3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p>	<p>（業務）            第四条（略）</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことができる</p> <p>一（略）</p> <p>二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続（これらの事件の仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができる」と認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行う仲裁の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。）に限る。）についての代理</p> <p>3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。）に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p>

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一・二 (略)

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条第二項(関稅定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(関税法第九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第一百十二条第一項(関税法第九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第九十九条から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 十 (略)

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一・二 (略)

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条第二項(関稅定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(関税法第九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第一百十二条第一項(関税法第九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第九十九条から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号(同法第十一条第一項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 十 (略)

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。            一・二（略）            三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第一項第十一号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産            四（略）            3 7 （略）</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。            一・二（略）            三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第一項の違反行為に係る同法第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産            四（略）            3 7 （略）</p>

改正案	現行
<p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第六十条の二 第十三条の三第四項（第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条においてそれぞれ準用する平成十六年改正特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>（両罰規定）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第六十条の二 第十三条の三第四項（第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条においてそれぞれ準用する平成十六年改正特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（両罰規定）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>一 第五十六条第一項又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

不正競争防止法の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十六号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置） 第二条 この法律による改正後の不正競争防止法第九条の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条 この法律による改正後の不正競争防止法第六条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （特許法等の一部改正に伴う経過措置） 第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。 一～三 （略） 四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第十条から第十二条までの規定</p>	<p>附 則 （特許法等の一部改正に伴う経過措置） 第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。 一～三 （略） 四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第六条の四から第六条の六までの規定</p>



民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第九条関係）

改正案

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 一六（略）		
一七 イ 二（略）	ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第	五百円

現行

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 一六（略）		
一七 イ 二（略）	ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第	五百円

---

---

---

三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て

---

---

---

---

---

---

三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項の規定による申立て

---

---

---

(略)	一八・一九 (略)	へ・ト (略)
-----	-----------	---------

(略)	一八・一九 (略)	へ・ト (略)
-----	-----------	---------

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第十一条 削除</p>	<p>附 則</p> <p>（不正競争防止法の適用）</p> <p>第十一条 附則第九条に規定する二以上の登録商標がある場合において、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号、第三条、第四条本文、第五条第一項、第二項、第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五条の二から第六条の三まで、第七条、第十二条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二項、第十四条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十五条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「他の登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）附則第九条に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。）」と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は」とあるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争（前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次条、第五条第二項、第五条の二、</p>

第六条第一項及び第三項並びに第六条の二から第七条までにおいて同じ。」と、同条及び同法第十二条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項から第三項までの規定中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）に関するものに限る。」とあるのは「第二条第一項第一号に掲げる不正競争」と、「当該物に係る販売その他の行為を行う能力」とあるのは「使用の能力」と、同条第三項中「第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十二条第一項第一号中「第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号」とあり、同項第二号中「第二条第一項第一号、第二号及び第十五号」とあり、及び同法第十四条第一号中「第二条第一項第一号又は第十三号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同法第五条第三項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第五条の二中「侵害されるおそれがあると主張する者」とあるのは「侵害されるおそれがあると主張する他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを

原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。)(「とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中、「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為(同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。)(「とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)(「とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者」自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若し

くは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）」とあるのは、「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等を表示と同一又は類似の表品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）」とあるのは、「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

2 前項における「登録商標の使用」には、前条第二項の規定を準用する。

商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）（附則第十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>附則 （団体商標についての経過措置） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項並びに商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「平成三年改正法」という。）附則第九条及び第十條第一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>附則 （団体商標についての経過措置） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項並びに商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「平成三年改正法」という。）附則第九条、第十條第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。</p> <p>4・5（略）</p>



改正案	現行
<p>（秘密保護のための閲覧等の制限）</p> <p>第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。</p> <p>25（略）</p>	<p>（秘密保護のための閲覧等の制限）</p> <p>第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第四項に規定する営業秘密をいう。第三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。</p> <p>25（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条（略）</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二十一条第一項第十一号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪（同法第十八条第一項の違反行為に係るものに限る。）</p> <p>別表第二（第二条、第十三条関係）                      十九 削除</p>	<p>(定義)                      第二条（略）</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 別表第二第十九号に掲げる罪</p> <p>別表第二（第二条、第十三条関係）                      十九 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪（同法第十一条第一項の違反行為に係るものに限る。）</p>

改正案	現行
<p>附則            第四条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号又は別表第一第四号若しくは第五号に掲げる罪（第三条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。</p>	<p>附則            第四条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号、別表第一第四号若しくは第五号又は別表第二十九号に掲げる罪（第三条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。</p>